

明るい郷土

住みよい高萩



才40号

12月5日発行

発行 高萩市役所
編集 総務課
印刷 藤枝印刷所

高萩市長選挙及び

高萩市
議会議員
高萩選挙区補欠選挙執行

投票日は▼十二月二十日です

市制施行後才二回目の市長選挙及び、高萩市議会議員高萩選挙区補欠選挙が来る十二月二十日(土曜日)に行われることになりました。私たちの高萩市を明るく住みよい町にするために、又幸福な生活を営むために私たちは一票一票に責任ときたいをもつて公明正大に投票にのぞみましょう。

名簿に名前のない人は

『補充申請を』！

来る十二月二十日執行予定の高萩市長選挙及び高萩市議会議員高萩選挙区補欠選挙に使用する補充選挙人名簿を調整しますから次の各項に該当する方は期日まで必ず申請して登録されるようにして下さい。

一、補充選挙人名簿に登録される者

① 本年六月十六日から九月八日までの間に高萩市に転入した者のうち十二月七日現在で満二十才以上(昭和十三年十二月八日以前に出生の者)に達する者

② 本年九月十五日現在で調整した基本選挙人名簿に当然登録されるべき者で

「入場券」が届かなかったら……

選挙管理委員会では十二月八日頃までに名簿にもつて投票所へ入場券を配付することになったが、届かない入場券がいくつかある場合があります。もしも届かない入場券がいくつかある場合は、必ず補充申請をして下さい。入場券の届かない方は、必ず補充申請をして下さい。

これだけは知
つておきま
しょう

① 投票用紙は黒刷が市長選挙用、赤刷が市議会議員補欠選挙用です。間違えないようにしよう。投票用紙をとりかえて投票するとその投票は無効投票となります。

② 投票用紙には、はつきり候補者の氏名だけを書きましよう。それ以外のことを書くは無効投票になる場合があります。

③ 投票の順序は市長選挙を先にし、市議会議員補欠選挙をあとにします。

④ 投票の時間は午前七時から午後六時までです。但し旧高岡地区及び福平の投票所は午前七時から午後四時までです。

⑤ 不在者投票とは……選挙人が入院中とか、やむを得ない用務のため旅行中(但し物見遊山等は除かれます)などで投票当日投票所へ行けない人々のためにある制度です。から乗権をしないように入票をしましょう。この投票をしようとする者は選挙管理委員会へ申し出れば手続をとってくれます。

⑥ 代理投票とは……身体に故障があつたり、字が書けない人々のために代理投票という制度があります。これは投票所へ行つて投票管理者に申し出て投票を補助する者が二人定め、その者があなたの意志の通りに代

つて書いてくれます。

三悪を土俵の外へ 公明選挙時報より



改正された扶助料と 遺族年金のあらまし

恩給法等の一部を改正する法律、及び戦傷病者戦没者遺族等給付金法等の一部を改正する法律は去る五月一日それぞれ公布され、これに伴う政令、省令、その他の事務手続も決定されましたが、そのうちで、戦没者遺族に關係のある改正されました主な内容は左記のとおりであります。

なお、このたびの改正により、あらたに請求手続を必要とする者は極めて少く、大部分の者は職權改定(恩給局長または厚生大臣が受給権者の請求をまたず職權によつて増額を決定すること)によつて新らしい扶助料証書等を交付されることになっております。

一、恩給法、及び恩給特例法
(一)公務扶助料、三号扶助料(増加恩給受給者が平病

死の場合に支給される扶助料)及び特例法(内地での発病により死亡した軍人の遺族に支給される扶助料)による扶助料の増額と新証書の交付等

1、扶助料算出の基礎となつてゐる旧軍人の假定俸給を二、〇〇〇円ベースから一五、〇〇〇円ベースに引上げられたこと。

(兵の公務二六、五割を三五、五割、准士官の公務二〇、五割を二三、〇六割兵の三号及び特例法一九、九

割を二一、三割等) 3、假定俸給、算出倍率の改正により兵の公務扶助料は改正前(現行)の年額三五、二四四円から五三、二〇〇円(三三、〇六割兵は二六、四六七円から三一、九〇〇円)にまた下士官以上についても増額される時期は、二回にわたつて実施され昭和三十三年十月から増額の半額を、昭和三十五年七月から全額を増額されることとなります。

4、扶助料の受給権者が父母または、祖父父母の場合に六十才(同順位の権利者が二人の場合はその一方が六十才)以上の者についてのみ増額されます。

5、右増額に伴うあらたな扶助料証書(または裁定告知書)は受給者の請求をまたず恩給局長が職權により発行し、本年十月から、昭和三十四年六月までに逐次に支給局を通じて現在のこととなつております。ただし、三号扶助料及び特例法

は昭和三十四年七月以後となる見込であります。 二、戦傷病者戦没者遺族等恩給法の改正 (一)遺族年金の増額 先順位者として現行年額三五、二四四円の遺族年金を受けてゐる者は昭和三十三年十月から四三、一二二円に、また昭和三十五年七月から五一、〇〇〇円に増額されます。

この増額に伴う新年金証書は受給者の請求をまたず、厚生大臣が職權により発行し、昭和三十三年十月以後逐次市町村を経て旧年金証書と引換えに受給者に交付されます。

ただし、現在五、〇〇〇円(妻は一〇、〇〇〇円)の遺族年金を受けてゐる者は他に公務扶助料受給者がない場合のほか増額はされません。

旧軍人の遺族で引続き遺族年金五、〇〇〇円(妻は一〇、〇〇〇円)の支給を受けてゐるもの(内妻は遺族年金の父母等、または遺族年金の継続を選択した遺族)のうち、他に公務扶助料の受給者がなくなつた場合は、先順位者に増額された遺族年金が支給されます。この場合は、昭和三十四年一月以後本人の請求により支給されるものであります。

(二)遺族給与金 このたびの改正によつて、あらたに准軍属(徴用者、動員学徒、戦斗参加者)の遺族に支給されるものであります。(昭和三十四年一月から)

1、支給される遺族は、すでに三万円の手当金の支給を受けてゐる遺族でその支給対象となるべき条件は遺族年金に準ずるものでありますが、遺族の数にかかわらず先順位者一人に限られて支給されます。

2、支給額は死亡したものの一人につき、年額二五、〇〇〇円とし支給期間は通じて五年間でありまして(先順位者が三年間支給を受けて死亡した場合は次順位者がその後の二年間支給を受けることとなります) 三、恩給法と未帰還者留守家族等援護法との調整 1、旧軍人または旧軍属であつた未帰還公務員の死亡(昭和二十年九月二日以後外地において死亡した者で昭和二十八年以後に死亡した者が昭和二十八年四月以前の日が昭和二十八年四月以前であるときは同月、昭和二十八年四月以後であるときはその翌月から公務扶助料が支給されることとなります) この場合、昭和二十八年八月から死亡判明の日までに支給された留守家族手当等は、その期間分の扶助料から差引かれることとなります。

2、昭和二十年九月二日以前に死亡したことが、本年五月一日以後判明したときは、その遺族が死亡判明の月までに支給を受けた留守家族手当はその期間の扶助料の内拂とみなされます。(福祉事務所社会係)

一、趣旨 この運動は年の暮にあたり地域の人々の血の通つた温い心を結集して不幸な人々を慰め励まして明るい年々越しができるよう市民の方々が思いやりの精神により不幸な人達を物心両面より援助しお互に助け合うものとする。

二、期 間 十二月五日より十二月十五日まで

三、寄附していただくもの 現金又は白米

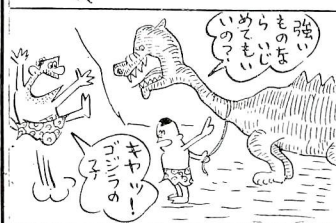
目録額については 現金 一世帯当り五十円 白米なら五合程度とする

四、寄附金の取扱について 各組内毎に「歳末助け合い運動寄附芳名簿」をお送りいたします

五、金品の配分ご寄附を戴いた金品については十二月二十四日頃に不幸な人々に配分する予定です。

原始時代

ふうた3作



この運動は年の暮にあたり地域の人々の血の通つた温い心を結集して不幸な人々を慰め励まして明るい年々越しができるよう市民の方々が思いやりの精神により不幸な人達を物心両面より援助しお互に助け合うものとする。

二、期 間 十二月五日より十二月十五日まで

三、寄附していただくもの 現金又は白米

目録額については 現金 一世帯当り五十円 白米なら五合程度とする

皆様の御協力によりまして納税成績も向上し滞納額も少なくつて来ましたがまだ千九百万円の滞納金があります市では納税思想の高揚や「共同社会における各自の負担が社会一般の繁栄をもたらし、それがひいては自己の利益になる」という觀念と理解の徹底を計り皆様方になお一層の御協力を願ひ滞納を一掃するたゝめ「納税完遂強調期間」を定め強力にこの運動を推進し健全財政の確立を期さうとするものであります御理解と御協力を願います。

- 目 標
現年度九五％滯納繰越分
五〇％徴収
一、運動の期間
十一月二十日より十二月
三十一日まで
二、運動の要領
1、懸垂幕の設置
市役所及び旧支所の
玄関入口に設置
2、横断幕の設置
市内主要場所に横断
幕を設置する
3、立看板の設置
駅前広場に立看板を
設置する
4、スライドの上映
高萩劇場、ヒカリ座
中央劇場にスライド
を上映し納税思想の
高揚につとめる
5、特設勧励班の編成
運動期間中納税勧励

- 6、特設掃納整理班の編成運動期間中、掃納整理班を編成し、長期掃納者、高額掃納者に対する差引物件引上げ、公売の実施を行う。
- 7、ニュースカーによる宣伝、小型自動車、ニュースカーとして宣伝用チラシを配付、市内を巡回、納税完納調をはかる。
- 8、納税ボスターの募集、市内各小中学校児童生徒にボスターの製菓作を依頼、各家庭に持ち帰り、適当な個所に掲示させる、尚、作品中優秀なものには賞品を授与し、市役所旧支所の前に展示する。
- 9、映画会を市内二ヶ所に開催し、納税組合設立の勸奨、納税思想、税の高揚、納税者の口頭、の勞をねぎらう。

税金を納めることはなぜ大切なのでしょうか。

ぜひ必要な道路橋梁の改良、教育の施設、保健衛生の施設、農林産工業の振興、社会保障の施設等色々な施設や改良の資金となるからであります。

これからの資金が完全に充たされるか否かは直接私達の生活にひびいてくるからです。

市はこの期間に税の完納を目ざして納税完遂運動を行うことになりました。

是非御協力を御願いたします。

市税を完納して輝しい新春を迎えましょう

奨励金を貯蓄して

納税組合の

親睦旅行同行記

仲の町、仲町一
二両納税組合に
ついて組合員に
おいては、石巻の
安旅行を計画さ
せる十月二十二日
の二日間、翌二十
三日午前二時
をパスして出発し
る。前浜街道を目的
地として、平まで
走り走る。平まで
この分であるとい
ふのは、九時石巻港
に間に合ふと一同
たのも東の開合風
被害も相当にひ

端の島金華山の卓頭に上陸
したのは夕暮せよ午後四
時であつた。それより黄金
山神社に参拜をし各人各様
の祈を捧げ観光ホテルにて
旅装をとき夜は全員一堂に
会して各納税組合長より一
般経過報告あり若干の質疑
応答を行つた後夢路につく。
翌朝は才一便船にて帰
路につく、金華山沖の漁場
には連日各地からの漁船が
千艘以上も出漁して一日の
水揚げは数十万貫にも及び
買三〇円乃至五十円位で販
引をされてゐるとの事であ
る。船会社の厚意により市

ご協力ありがとうございます

共同募金中間報告

昭和三十三年度共同募金につきましては皆様絶大なご協力いただき心から感謝申し上げます。

この国民たすけあい共同募金は年を重ねることすでに十年今年が十一回目でありまして毎年皆様のご協力のものと完遂されたことを重ねて感謝申し上げます。

申し上ただるに弱者薄幸の募金はただ単に弱者薄幸の人々を助けるのみでなく戦後等の国力に同胞愛相互扶助等に力したる實績を残して参りましたし将来ともわが

国民杜生活安定のために欠くことのできない大きな運動であります。

つきましては今年度の間報告をいたしました。目録直三十九万円で昭和三十三年度の一千二百八十六円現在三十三年度の八百六十四円に達するまで市民の皆様には何と出費が多端の折柄には存じますが不愉快な人々の住む村をわたる人々や郷土の人々を温かい物心両面で協力いたしますようお願いいたします。

内を若干説明してもいい。昨日の道を折返し車は走り松島にて晝食をとる。日本三景の一つとして数へられる松島は正に風光明媚その島影を縫つて遊覧船にのつて島巡りするもの又一入である。後に国宝瑞巖寺を控える日本の観光地松島だけあつて連日観光客で賑を呈してゐた。途中仙台市役所へ廻り種々納税組合の運営面について検討し今後の参考資料に供したいと思つたが時間の關係上出来なかつたのはざんねんであつた。午後は三時仙合を出発し午前四時四十分所要時間二十六時間余長途の旅であつたが全員元氣に帰宅出来たのは幸であつた。尚此のコースを計画された組合役員諸氏及び悪路にもげざる運転された方々に深甚なる意を表するものである。 T i 記